

～ 加算項目（該当する方のみにかかる費用）～

項 目	金 額	備 考
初期加算	日額	入所した日から起算して30日を限度に加算
経口維持加算 I	日額	著しく嚥下を認めた方に経口維持計画に基づき栄養管理を行った場合
経口維持加算 II	日額	嚥下が認められる方に経口維持計画に基づき栄養管理を行った場合
療養食加 ¹ (1日につき3回を限度)	1食	療養食(糖尿病食、腎臓病食等)を提供した場合
短期集中リハビリテーション実施加算(入所後3ヶ月以内)	日額	入所した日から起算して3カ月以内に集中的なりハビリテーションを実施した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(入所後3ヶ月以内)	日額	入所から3カ月以内に軽度認知症の方に集中的なりハビリテーションを実施した場合(週3日限度)
認知症情報提供加算	1回	認知症疾患医療センター等への紹介
試行的退所時指導加算	1回	入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算(入所者1人につき1回を限度)	1回	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
入退所前連携加算 I (入所者1人につき1回を限度)	1回	居宅介護支援事業者と入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
入退所前連携加算 II (入所者1人につき1回を限度)	1回	居宅介護支援事業者と入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
訪問看護指示加算(入所者1人につき1回を限度)	1回	医師が診療に基づき、指定訪問看護に対して、訪問看護指示書を交付した場合
栄養マネジメント強化加算	1日	低栄養状態のリスクが高い入所屋に対し、栄養ケア計画に従い、食事の調整等を実施している場合
緊急時治療管理(1ヶ月に連続する3日を限度)	日額	利用者の病状が重篤になり救命救急医療が施された場合、1回に連続する3日限度
若年性認知症入所者受入加算	日額	若年性認知症の利用者を受け入れケアを提供した場合に加算
外泊時施設療養費	日額	外泊された場合、外泊初日と最終日を除き、所定単位に代えて算定(1か月に6日を限度として)
外泊時施設療養 ² (在宅サービスを利用する場合)	日額	施設が在宅サービスを提供した場合、所定単位数に代えて算定(1か月に6日を限度として)
口腔衛生管理加算 I	月額	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
口腔衛生管理加算 II	月額	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合 口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出
所定疾患施設療養費 I(肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎)	日額	投薬、検査、注射、処置等を行った時に、1月に1回、連続する7日を限度
所定疾患施設療養費 II(肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎)	日額	投薬、検査、注射、処置等を行った時に、1月に1回、連続する10日を限度
入所前後訪問指導加算 I(入所中1回限度)	1回	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算 II(入所中1回限度)	1回	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
再入所時栄養連携加算(入所者1人につき1回を限度)	1回	病院又は診療所に入院し、再度当該施設に入所する際、当該施設の管理栄養士が入院している 病院又は診療所の管理栄養士と連携し、当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算 I(入所者1人につき1回を限度)	1回	入所後1月以内にかかりつけ医に処方内容を変更する可能性がある事を説明し同意を得ている事。入所中に総合的な評価を行い処方内容に変更がある場合にかかりつけ医に情報提供を行っている
かかりつけ医連携薬剤調整加算 II(入所者1人につき1回を限度)	1回	入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している
かかりつけ医連携薬剤調整加算 III(入所者1人につき1回を限度)	1回	6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容をかかりつけ医と共同し、総合的に評価・調整し、入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少。退所時に内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	月額	リハビリテーション実施計画を入所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理
褥瘡マネジメント加算 I	月額	継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合
褥瘡マネジメント加算 II	月額	施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のない場合
排せつ支援加算 I	月額	排せつに介護を要する入所者等ごとに6月に1回評価を行い、支援計画を作成し、少なくとも3月に1回、入所者毎に計画を見直している場合
排せつ支援加算 II	月額	施設入所時等と比較して、排尿・排便の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又はオムツ使用から使用なしに改善している場合
排せつ支援加算 III	月額	要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに悪化がなく、かつオムツ使用からありから使用なしに改善している場合
自立支援促進加算	月額	入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を行うとともに6月に見直しを行い、自立支援に係る支援計画を策定し、3月に1階支援計画を見直している場合
科学的介護推進体制加算 I	月額	入所者ごとのADL・栄養・口腔・認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出
科学的介護推進体制加算 II	月額	入所者ごとのADL・栄養・口腔・認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報及び疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出
安全対策体制加算(入所者1人につき1回を限度)	1回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備